

(史料紹介)

近江国水口山蓮花寺「雑修録」からみた寺院後住の決定過程

大塚英二

今ここに明和二年(一七六五)十月から翌三年六月にかけて記された、近江国水口山蓮花寺⁽¹⁾の「雑修録」(蓮華寺文書「No.2611」)の全文を翻刻のうえ紹介する。本史料は、滋賀県甲賀市(旧水口町)に現在も存する蓮花寺の住持が病死したのち、どのような形で後継が選任されていくのか、その経過を非常に具体的に示しており、本末関係はもとより、地域の寺院と村社会・檀家中との関係がよく見て取れるものとなっている。さらには、領主との関わりも垣間見ることができ、今後の地域社会論と寺院研究に大きく寄与できるように思う。

この史料の表題にある「雑修(ざっしゅ)」とは、蓮花寺の本寺である高田専修寺の「専修(せんじゅ)」の対義語である。専ら念仏をとなえる専修仏行の対極にある雑事ということであり、それは寺の住持の相続にかかわる問題を書き上げたことに由来する。書き残したのは先住の弟子仙雅坊であり、自らの修業とはおよそ異なる記録ゆえ、「雑修録」と命名したのであろう。以下は翻刻である。

(表紙)

一 雑修録

水口山

明和二乙酉十月日

一当寺先住義諦上人永々之持病ニ而段々養生茂被致、早々候得共、十月十八日晚五ツ半時変参り候故、致彼是候得共、養生不相叶終八ツ時被致往生、扱々老生不常之ならいと者申ながら残念千万ニ存候、先講中致相談之、御本山江御届申上度、且御代香御願可申上本意ニ奉存候得共、先住遺言ニ被申置候者、今宿常超院・三日市寿福院両院之内何れニ而茂御頼申度由被申置候故、御本山右両院之内壹ヶ院江可被為仰付旨書状ニ認、境内市兵衛を十九日明六立ニ御本山江飛脚を遣し申候、其書状之写如左

以飛脚啓上仕候、然者蓮花寺持病指起り不相叶、昨夜八ツ時被致往生候、就夫御代香御願申上候本意奉存候得共、遠境と申、殊ニ先格も御座候間御免被下候、尚又蓮花寺病中ニ申置候者、三日市寿福院・今宿常超院御両院之内壹ヶ院江被為仰付候様ニ御願申上候様ニ遺言仕候、導師被為仰付被下候ハ、難有奉存候、御忝宜御執成奉願上候、恐惶謹言

十月十九日

蓮花寺

檀那中

慈智院法眼様

然者勢州方飛脚罷歸り候上、御出之様子承り申候はね者、葬送之日限相定メ不被申候故、先十九日晚暮六ツ半時内致葬送候、然ル処市兵衛廿一日ニ勢州方罷歸り候而承り候得者、今宿常超院江導師被為仰付被下候故、廿二日暮六ツ過ニ今宿常超院・三日市寿福院御同道ニ而御出被成被下、則廿三日正九ツ葬礼ニ而、其上惣且中江致非時候、三日市寿福院様ニ者御頼不申候得共、親類之儀ニも有之候得者、為諷經御悔御出被成被下、葬送も都合宜御勤被下候而、廿五日ニ御両院御同道ニ而御歸り被成候、同廿七日明六つ立ニて御本山江右為忌中御礼七右衛門・八右衛門兩人被致登山候、供ニ境内市兵衛参り申候、御本山江御礼之目録別紙ニ有之候、且又当寺無住ニ付其節御本山江御願可申上旨如左

一蓮花寺無住ニ付親類之儀ニも有之候間、後住相統有之候迄寺務等今宿常超院様江御頼可申上旨御願申上候へ者、御本山方常超院江可被為仰付書状写如左

一筆令啓達候、然者水口蓮花寺無住ニ付親類之儀ニも有之候間、後住相統有之候迄寺務等被相勤候様仕度旨、蓮花寺門

徒相願候間、遠方乍太儀都合宜様ニ可被相勤旨被仰出候、此段可申達如是候、謹言

長岡大隅

十月廿九日

御印

慈智院法眼

御印

今宿

常超院

右之通ニ而御座候間、後住相統有之候迄常超院様兼帶看坊御頼申上候、寺務等者野子相勤申候、以上

一十一月廿一日晚、御本山を佐渡守様江為御使僧当寺江御出被成候、同廿二日朝致念仏講候、廿三日五七日ニ茂有之候間、念仏講之上酒出シ麩菜いたし申候、廿三日佐渡守様役所迄常超院様御出被成候、是ハ御本山を当寺無住故佐渡守様江御頼被置候御使僧ニ而、則御口上書有之候、又寺社奉行兩人江者名酒一樽ツ、被進候、佐渡守様を御本山江之御使僧者高田弥兵衛殿当寺江騎馬ニ而御出被成、御本山江之御口上被仰候而直ニ御帰リ被成候、常超院様二者廿三日・廿四日御逗留被成、廿五日ニ御帰リ被成、佐渡守様を之御口上御本山江登山被成被仰上候、以上

十月二十五日

明和三丙戌二月日

一二月七日ニ今宿常超院様御出被為候儀者、於勢州水口蓮花寺致兼帶看坊候而茂遠方之儀ニ候得者、万日如何様之儀有之候而も氣毒ニ思召、御本山江御兼帶御看坊御免之儀御願被成候と相見へ申候

一当寺江常超院様御出被成候趣ハ、御本山を被仰出候者、蓮花寺無住ニ而も相濟不申候間、新発知可致得度候、幼年ニ有之候ハ、十一才として御願可申上候、猶又得度金出来かね申候ハ、致年附ニ候而早々御願可申上候、且亦何分

難出来候ハ、後住ニ而も此方ヲ見立可被遣旨被仰出候故、惣且中致参会時相談有之、早々申談シ候得共、相談相満不申、無是非入札ニ罷成候処、後住札多相見ヘ候、後住ニも品々了簡違茂有之候而後住ニ相定リ、御本山ヲ後住御見立可被遊旨、常超院様江御頼申上候而二月十一日ニ勢州江御帰リ被成候、跡殊外且中われノニ相成申候、夫故不致一統後室ニも願有之候間、亦惣且中致参会候処、後室願望者何卒野僧江義成成長迄為致住持職、義成成長次第相渡可申旨被申出候故、致相談、先勢州常超院様江後住見立今暫令延引可被成旨書状ニ認、夷町六兵衛二月廿三日明六ツ立ニして、今宿常超院様迄飛脚ニ被參候、其書状如左

態と以飛札啓上仕候、貴院様倍御勇健ニ被成御座恭悦奉存候、然者先頃者遠境之処御苦勞ニ御出被遊被下千万忝奉存候、其節御願申上候後住相談之儀も急々ニて御座候故、少々間違有之候間、御世話被遊候儀先暫御延引被遊候様ニ御頼申上候、猶又乍此上御兼帯之儀是迄之通り御苦勞ニ御座候得共奉頼上候、且御本山表江茂宜御執成可被下候

二月廿三日

蓮花寺

恐惶謹言

念仏講中

常超院様

右之返事有之候而即廿四日ニ罷帰リ被申候、其返事之写如左

御飛札忝致披見候、先以御講中無御別条御坐珍重之至ニ奉存候、野院無変ニ罷有候、御安慮可被下候、誠ニ先頃者緩々得御意終日相談御太義ニ御座候、御一決之趣趣寺之節御本山江茂申上置候、然此度預御書面後住見立今暫致延引候様ニ御申越之段相心得申候、御太切之義ニ御座候間、惣且下御一決ノ上御願可被成候、拙院兼帯之義暫相勤可申段相心得申候、委細重而承り可申候、恐惶不宣

二月廿四日

常超院

蓮花寺

御講中様

御答

去ル程ニ三月四日ニ又惣且中致参会相談有之候処、檀中一統無之候故、連判帳作り候而、拙僧住持職得心有之候方者印形可被致旨序ニ相認候、其序ニ曰

右之通り序相認候而、又四月十一日ニ銘々可致連判参会有之、早朝ういかりや市郎右衛門殿寺江御詰被成被下候、其外講中段々御出被成、平且中御出被下候方江右之帳面差出シ申候処、如何ニ茂拙僧住持職望ニ而御座候と被申、則持参印形取出面々被致連判候、又不得心之方江者拙僧住持職之委細為申聞候而致一決候、扱亦用事有之候方・御出無之候方江者、講中右之帳面持参シ有之候而、委細申聞被致得心候上、為致印判、惣且中一統ニ罷成候間、近々亦致相談、御本山表江御願可申上と存候処ニ、三月十一日ち御本山表例年之千部有之、法事中者願事相濟不申候間、今宿常超院様ち法事中願事相濟不申候義幸便ニ預り書状ニ候、其状如左

幸便ニ一筆致啓上候、弥以御寺内御同行中無別条被成御渡快慶之至りニ奉存候、野院無異ニ罷在候、御安慮可被下候、先達而御飛札後住願之義今暫延引候様ニ御申越ニ付、以返書申入候、惣而御法事中者願事相濟不申候、万一千部乍御参詣御願も可有御座歟と存、幸便ニ申進候、此節千部御法事も有之候間、御参詣可被成候、御願筋ハ相濟不申候、右幸便ニ有之申入候、尚後便ニ可申進候、恐惶謹言

三月十日

常超院

蓮花寺

花押

御門下中

右之書狀同十二日ニ相届候故、先御本山表江御願可申上候相談暫相鎮^(マ)可申旨致相談候、然ルニ無程千部相済可申と存候故、同月廿六日ニ致参会相談有之候処、魚屋町六左衛門殿・柳町傳兵衛殿此兩人講中為惣代常超院様江御出有之、右之旨御咄申上候上、御本山表江御同道ニ而致登山御願可申上候と相談相極り申候、其上拙僧常超院様御弟子ニ成シ被下候義講中^方御頼被申上候口上書有之、如左

口上之覚

一、蓮花寺義是迄段々御世話ニ成シ被下千万難有奉存候、然ル所此度仙雅坊義何卒貴院御弟子ニ成シ被下御本山ニて得度之義乍御苦勞宜御執成シ被仰下、暫之内住持ニ仕度願旦中一統ニ相談極り申候間、御執持被遊、普門成長次第相渡シ被申候様ニ仕置候間、御執計被遊、仙雅坊得度之儀御本山表相済候様ニ御願上被下候ハ、忝可奉存候、以上

明和三年

水口蓮花寺講中

戌三月

惣代

六左衛門

同

傳兵衛

常超院様

右之通り口上書相認并連判帳持参有之、右兩人三月廿八日明六半立ニ而勢州龜山宿迄参り候而一宿有之、翌日廿九日昼四ツ時常超院様へ被致着候而、右之件逐一対談被致候故、常超院様御得心被成、然者明日是^方御同道申可致登山旨被仰候、然共又御咄被成候者、御本山表ニも少々末寺之内二三ヶ寺程出入有之候故、法事過ニ者此義ニ御執懸り被遊候様ニ被仰、且亦内々蜜々之相談等も有之候様ニ被仰候故、恐多被為存候故、同日八ツ過迄御対談被申、御本山表江御願可申上義御頼申被置候而、即夫^方御暇乞被致庄野宿迄被帰、庄野本陣ニ被致一宿候而、翌日晦日ニ六左衛門殿被致帰宿候、

傳兵衛殿ハ自前用事有之候故、閑宿をわかれ被申候、扱亦夫を常超院様御本山表江右之趣御願ニ御出被成候処、御本山ニも未事多故相濟不申、直ニ御歸寺被成候、其後此方を常超院様迄窺飛脚可遣旨御本山表江如何御願被成被下候哉と存、致相談、四月五日ニ書状相認、米屋町太右衛門を頼、同六日朝五ツ立ニて常超院様江窺飛脚遣シ申候処、其日常超院様ニも又重而御本山表江御窺ニ御出被成候へ共、未事多故相濟不申候間、即日御歸寺被成候処、此方を飛脚參り書状等有之候故披見被成候、其書状如左

一筆啓上仕候、先以貴院様益御勇健ニ被成御座大悦奉存候、然者此間者同行壹両輩參上仕、御苦勞之儀御頼申上候、御本山表江御願被遊被下候哉、如何御座候承り度奉存候、此度以參御窺可申上之処、当地神事前ニて御座候故以書中申上候、御本山表首尾克相叶申候ハ、日限之儀御指図被遊可被下候、猶又願望成就仕候は、追而參上仕御礼謝可仕候、扱々是迄も段々御苦勞申上御世話被遊被下千万辱奉存候、右如何有之候哉承り度如斯御座候、恐惶謹言

四月五日

蓮花寺

常超院様

講中

然者右書状之返事有之候而、翌七日暮六ツ時從勢州飛脚罷歸り候、其返書如左

御飛札致披見候、先以御寺境御同行中無御別条御暮被成候段快慶之至奉存候、野院無異ニ罷在候、御安慮可被下候、誠ニ往日者為御惣代御兩人御出被成御相談之趣、尚御口上書御印形之趣御本山表へも申上置候、昨日も乍窺致登山候処、此節御用多ニ付今暫有無被仰付御延引可有之候間、先御待可被成候、相濟次第從此方以飛札可得御意候、委細期後便之時候、謹言

四月七日

常超院

蓮花寺

御講中様 御答

其後段々今日哉明日哉と待居存候得共、何之沙汰も無之、致相談書状にて茂遣し申度存候処、幸五月廿八日ニ相成候故、念仏講有之、其上被致相談候様者、常超院様江何日之頃者同行壹両輩參上相談いたし、其上御本山江致登山、押而御願可申上と相談極り候故、翌日廿九日其趣書状ニ相認、西境内甚兵衛を晦日朝六ツ半立ニして常超院様江飛脚遣し申候、其書状如左

一筆啓上仕候、先以時分柄暑氣ニ趣候得共、貴院様益御勇健ニ被成御座大悦奉存候、然者先達而御願申上候儀御本山表如何御執成被遊被下候哉、其後も今哉く待兼罷候得共、未何之御沙汰も不被下候故、態と以飛札御窺申上候、定而御油断者被下間敷と奉存候得共、来ル六月上旬之中二者同行壹両輩貴院様江參上仕、其上登 山仕御願申上度奉存候、何卒御本山表一刻も早く御願申上候通り被 仰付被下候様ニ惣門下中一統ニ御願申上候、扱々は迄も段々御苦勞被遊被下千万忝奉存候、右先達而御通達申上度如此御座候、恐惶謹言

五月晦日

蓮花寺

常超院様

講中

然者、右書状之返事有之候而、翌日朔日夜五ツ時從勢州飛脚罷歸り候、其返書如左

御使札忝致披見候、向暑之節各々様御堅勝ニ被成御暮候段快慶之至奉存候、拙院無異ニ罷有候、御安慮可被下候、扱兼而御願之蓮花寺住持之義先達而得御意候通り四月上旬致登山、慈智院殿迄同行中御願之趣申上置候処、去三月初五御用多品共有之候ニ付、惣而諸末寺願一向相濟不申、此方願之義も四月以来五六度も相窺申上候得共、先致延引候様ニ被仰聞、五月廿日頃ニも致登山御用相濟、御召有之候様ニ申上置候而致歸寺候処、今ニ何之御沙汰も無之候、少茂偽り不申

進候、拙院も身二掛り候事故一日も早ク相済申候様ニ仕度候、其後延引之様子申進度存候処、本山表御沙汰日々相待居申ニ付及延引候、此度之御使一兩日も逗留被致明日致登山、有無御返答申進度存候へ共、永々留置候而も気毒ニ存候、先相戻申候、尚又々拙院明日ニも登山相済次第以飛脚可得御意候間、御待可被成候、同行中遠方御出御無用ニ存候、右御勘弁可被成候、委曲期後便之節候、恐惶謹言

六月朔日

常超院

蓮花寺

御講中様

一去程ニ六月九日昼七ツ過勢州今宿常超院様方飛脚書状参り候ニ付、直ニ講中江触ヲ廻シ書状致拝見候処、野子住持職難相済候ニ付、同行中為惣代忝人野子同道ニて常超院様江参上仕、其上御本山江御願可申上旨仰被下候、其書状如左一態ト以使札得御意候、向暑之節先以無御別条被成御暮候段快慶之御事ニ候、然者兼而御願之一件此間致登 山御窺申上候処、御門下中御願之趣仙雅坊住持職之義難相済候ニ付、当分寺役相勤候様之御相談も申度候間、同行中為惣代御忝人仙雅坊御同道ニ而近日之中拙院江向一兩日御逗留之御積りニ御出、本山江も相願可申候、大暑之節ニ相向遠方御太儀ニ候得共、近日ニ御入来待入存候、委曲得御意可申演候、恐惶不宣

六月九日

常超院

蓮花寺

御講中様

然者其書状之返事九日之晩相認候而翌日十日飛脚勢州江罷歸り候、其返書如左

御使札忝拜見仕候、暑氣ニ趣候処、弥御安全ニ被成御座珍重奉存候、然者当寺之義ニ付段々御苦勞被下成委細承知仕候処忝奉存候、依之早速参上御礼可申上候、少々指支有之候間、十八日方廿日迄ニ参上仕御礼可申上候、恐惶謹言

六月十日

蓮花寺

此書面者いかりや文

講中

常超院様

明和二年（一七六五）十月十八日、蓮花寺住持義諦は養生叶わず病没する。蓮花寺講中⁽³⁾（檀家中とは異なり、寺の念仏講を担う者たちで、いわば寺院運営の中心となる檀家組織である）は本山に直ちに連絡し「代香」の対応を求めようとしたが、義諦の遺言もあり、今宿（現三重県四日市市）の常超院と三日市（現三重県鈴鹿市）の寿福院のいずれかに導師を依頼することとなった。檀家中は翌十九日、本山の筆頭塔頭である慈智院法眼に書状を送付し、そうした対応を願った。なお、飛脚として一身田に向かったのは「境内之者」として蓮花寺に仕えている市兵衛であった。

それに対して、本山は常超院を導師に任命し、二十三日正午に葬礼が行われた。寿福院は導師にはならなかったが、親類でもあったので葬送の勤めを行い、二十五日に両院は伊勢に戻っていった。蓮花寺講中は二十七日に本山に御礼として七右衛門と八右衛門の両名を派遣して、その際、無住になった蓮花寺の今後について次のような願いをした。即ち、蓮花寺の後住が決まるまで常超院に同寺の管理・後見を依頼してくれるよう本山から指示を出してほしいとしたのである。それを受けて、本山専修寺は寺務責任者の長岡大隅と筆頭塔頭慈智⁽⁴⁾院法眼による奉書形式で、十月二十九日に常超院に蓮花寺運営を司るよう指示を出した。史料によれば、常超院は蓮花寺の「兼帯・看坊」を担うのであり、寺務は「野子」即ちこの文章の書き手と思われる仙雅坊（義諦の弟子僧）が中心となって担当するということである。

十一月二十一日には、本山から水口城主加藤氏（佐渡守明熙）への使僧が蓮花寺にやって来た。二十三日の三十五日の法要に際しては、水口藩寺社奉行所まで常超院が向向き、無住となった蓮花寺を頼むとの口上書を提出している。藩からの使者は高田弥兵衛で、蓮花寺には騎馬でやってきていた。水口藩からの口上を本山に伝えるため常超院は二十五

日に蓮花寺を發つた。

その後、記録は翌明和三年二月まで記されていない。常超院が兼帯・看坊して通常の業務を蓮花寺は行っていたのであろう。ところが、同年二月七日に至り、遠方からの勤めの困難さを理由として、常超院が突然兼帯・看坊の辞退を申し出、本山へその許しを願い出るとした。常超院の申し分は次のようなものであった。即ち、本山の仰せでは蓮花寺も無任のままではいられないので、「新発知」即ち子坊主（義諦の息子か）が得度をするのがよい、幼年であれば十一歳として（偽りの年齢か）願いをすればよい、また得度金が不足しているのであれば年賦で済ませばよいとしている。⁵それでも継承が困難であれば、後任を本山のほうで見立てることにするが、如何か、というものであった。

この本山からの提案に対して、蓮花寺惣檀家中が参会し相談したが、なかなか話がまとまらず、仕方なく入札によってはかかったところ、幼年の跡継ぎではなく後任を求める札が多かったので、本山の後任見立てを求めることとなった。その結果をもって常超院は二月二十一日に帰寺したが、この後任選択については檀家中でも意見が割れ統一することがなかったため、後室即ち義諦の妻の考えもあることとして、再び檀家中で参会したところ、後室の望みは次のようなものであることが分かった。即ち、「野僧」（仙雅坊）が義諦の息子義応の成長するまで住持となり、その後義応の成長を見て住持職を譲り渡すというものであった。これを受け、檀家中（念仏講中）は相談のうえ、常超院に対して後任の見立てを暫く待つてくれるよう依頼することとなった。義諦の血筋を重視し、仙雅坊という中継ぎを入れて継承することも一つの選択肢として認識されたのである。二十三日に夷町（えびすまち）の六兵衛が書状をもって常超院のところへ向かった。その手紙の内容は、後任の相談で間違いがあったので見立ての延引を求めるとともに、もう暫くのあいだ兼帯してくれるよう依頼するものだった。

この書状に対して直ちに返書があり、二十四日に六兵衛が持ち帰った。それによれば、すでに後任見立ての件は本山に連絡していたが、今回の書面を見てその延引の件は了解した、後任を決めることは大切なことだから檀家中が一致団結して決め願い出るのがよい、兼帯延長についても了解した、という内容であった。

その約一週間後の三月四日、惣檀家中が参会して相談したが、意見の統一は見られなかったので、連判帳を作成し、仙雅坊がとりあえず住持となることに得心した者は印形することとして、講中惣代のいかりや市郎右衛門ら関係者が動き回った。講中以外に平檀家中からも出てきて連判し、大方の支持が取り付けられた。また、不得心の者のところへは仙雅坊が直接赴いて説明し理解を得た。さらに、用事等で会合に出てこられず連判できなかった者のところへは念仏講中が帳面を持って行って印判を得た。そうした形で最終的に檀家中の意見が一致したので、後室の要望に沿う形での承継方法を本山に願い出るようにした。

ところが、本山では三月十一日から千部読誦の法事が始まり、その期間中は願い事を受け付けられないという連絡が常超院から蓮花寺にもたらされた。法事中に願書を出すなどの不作法がないように常超院が気を遣ったことである。蓮花寺講中は本山への相談を慎み、法事の終了する頃合いを見計らって、講中惣代の中から魚屋町の六左衛門と柳町の傳兵衛を常超院のところへ派遣し、同道して本山に登山する願いを立てることとなった。その際、仙雅坊が常超院の弟子にしてもらえよう講中から依頼することも決まった。この件は口上書で伝えられたが、それによると、仙雅坊が常超院の弟子として本山で得度できるよう執り成してほしいとしている。そのうえで仙雅坊を蓮花寺の住持として勤めさせ、普門（後の住持義応）の成長後に住持職を譲渡させるというのであった。

六左衛門・傳兵衛の両人は二十九日に常超院方に到着し、この案件について逐一相談した。常超院は納得して、一緒に本山に登山するとしたが、次のような問題が本山にはあるという。即ち、本山では末寺での出入りが二、三あり、その解決に時間を取られ、直ちには蓮花寺の案件を扱ってはくれないのではないか、というものであった。結局、三人で相談した結果、六左衛門と傳兵衛はそれぞれの用向きがあつて宿屋に戻り、常超院が単独で本山に掛け合うこととなった。しかし、本山は御用繁多のため蓮花寺の案件に対応せず、常超院はそのまま帰寺していたのである。

事態が一向に進展しないことにいら立った蓮花寺側は四月五日に書状をしたため、米屋町太右衛門を派遣して常超院に伺いを立てた。常超院もちょうど同じころ本山に出て蓮花寺関係の相談をしようとしたが、未だ多忙として相手にさ

れず帰寺していた。蓮花寺からの書状に対して常超院は四月七日に返事をよこした。そこには次のようなことが記されていた。即ち、蓮花寺の意向についての可否の判断にはもう少し時間がかかるので、待っていてほしい、済み次第こちらから連絡する、というものであった。

その後、蓮花寺では今日か明日かと待っていたが、何の音沙汰もなく、講中として相談し書状でも遣わそうと考えていたところ、幸い五月二十八日に念仏講があり、その際講中で相談をして、常超院とともに本山に行く計画を立て、翌二十九日には、その旨書状にしたため、晦日に境内の甚兵衛を飛脚にたてた。書状の内容は次のとおりである。即ち、何の連絡もないが油断されているのではないかと釘を刺し、六月上旬に改めて蓮花寺からの使者と同道して登山し、本山に掛け合ってくれるよう願っているのである。

直ちに六月朔日には常超院から返事が来て、それには次のように記されていた。即ち、蓮花寺側との打ち合わせの通り四月上旬に登山して慈智院まで願いの趣は伝えてある、それ以来五、六度も伺ったが、先延ばしにされたままである、五月二十日ごろにも御用で登山した際、この件で呼んでくれるようお願いしてきたが何の連絡もない、これは全く偽りのない状況である、自分も一日も早く決着をつけたい、蓮花寺講中が出向いてきてもすぐに回答を得られず、結果として長逗留になるのも気の毒なので、使者は戻したい、自分が登山してその結果を直ちに伝えよう、という内容であった。

その八日後、常超院から講中に書状が届いた。蓮花寺では直ちに講中に触れを回して書状を見たところ、そこには驚くべき内容が記されていた。即ち、仙雅坊が住持職を継ぐことは難しいので、蓮花寺の寺役を当分どのように勤めるか相談したい、ついでには講中惣代一名と仙雅坊が近日中に拙院（常超院）に来て、一日二日逗留して相談する予定を立ててほしい、本山にも蓮花寺のそうした運営形態についてお願いするというのである。

これにはさすがに蓮花寺側も驚き、どのような対応を取るべきか相談し、時間もかかるとして、次のような返書を六月十日に出した。即ち、いろいろ御苦労をかけたので、すぐにでも参上してお礼を述べたいが、少々差し支えもあり、

十八日から二十日の間に常超院のところに伺いたい、というものである。常超院がすぐに来てくれと言うのに対し、蓮花寺側は十日ほどの猶予を求めている。これは、明らかにこの間に講中として後住をどのような形で選任していくか、十分な議論が必要と思われたのだろう。梯子を外された形の仙雅坊の処遇などについても考慮する積りであったのであろう。

この後の蓮花寺後住決定までの動きは当該史料には触れられていない。しかし、この史料以外のものから実際に「後住」となった者を知ることができる。そして、それを知ること、当該史料の中の常超院の動きの本当の姿が知られるのである。実は、明和三年六月二十八日、つまり蓮花寺講中から常超院への書状（いかりや市郎右衛門の文責）送付の十八日後、蓮花寺に入院する僧の得度が行われているのである（蓮花寺文書 No.1953）。何と、その僧は「三重郡河原田村常超院次男諦道」（院号は智照院）であった。蓮花寺弟子の仙雅坊や講中の意向を伝えて成就させるのに奔走していたと思われる常超院が自分の次男を蓮花寺に入院させていたのである。おそらく、本山での対応の遅れなどを口実として、着々と息子の得度（御印書交付）と蓮花寺入院を目論んでいたものと思われる。講中はしてやられたとの思いであつたらう。しかしながら、智照院は完全な後住として振舞っていたのかといえば、少々事情は違ふようである。やはり、あくまでも先住義諦の後室の意向を酌んで、義諦の息子義応が得度できる年齢になるまでの中継として位置づけられていたと思われる。というのは、明和五年正月の史料（No.1670「覚」）には「院代智照院」と記されていたからである。常超院の次男智照院はすでに蓮花寺の実質的な住持として職務を行っていたと思われるが、表向きは「院代」であり、義諦の血脈が講中をはじめとした地域社会では非常に重要視されていたのであろう。

その義応の得度は明和七年八月二日に行われた（No.1894「御印書」）。その日付の御印書には「義応住持職継目」と記されており、院号を記されただけの智照院の御印書とは明らかに異なる。これ以降、すべての面で義応が蓮花寺を代表して寺務を行うことになった。

ところで、義諦の弟子仙雅坊はどうなったのであろうか。蓮花寺住持の中継ぎ役として先住後室と念仏講中に見出さ

れ、一旦は担がれたものの、親類の常超院の「裏切り」にあって、その後は失意のうちに蓮花寺から出たのであろうか。あるいは蓮花寺の一僧侶として過ごしたのか。それを知る手がかりは今のところ見つかっていない。「雑修録」を記した当の本人は、決着がつく最後まで当該の文章を記さずに終わつたのである。おそらく、結果として明らかだと思われるが、常超院の求めに応じ仙雅坊と講中一名が常超院を訪れて相談した内容というのは、彼の次男を蓮花寺に入院させ、自身の看坊としての業務を息子に引き継がせることであつたろう。仙雅坊も講中もそれを了承するしか道はなく、その内容が本山に願ひ出され、認可されたのであろう。地域社会における寺院後住の選任は、その檀家中の意向を無視することができなかったの言うまでもないが、それとともに院家の血脈、さらにはイエをあずかる女性の発言も大きかったことが分かる。それらが総合される形で後住が決定していったのである。その中で、血脈にない弟子たちの不遇もまた垣間見ることができた。

最後に、当該史料の公開を快く了解してくださいとくださった蓮華寺住職久我義範氏に心から御礼申し上げます。

注

(1) 現在、当該寺院の正式名称は「蓮華寺」であるが、近世期では「蓮花寺」と表記する場合が多く、本史料でも一貫してそのように記されているので、ここでは「蓮花寺」で統一する。なお、本史料群は「蓮華寺文書」として扱っている。本文書は二〇〇九年から二二一年にかけて筆者を含む本学関係者によって整理され、本学と蓮華寺に目録が備えられている。

(2) いうまでもなく、高田山専修寺は三重県津市一身田にある浄土真宗高田派の総本山である。蓮花寺はその直末で、かつては御掛所、即ち本山の別院Ⅱ支院として本山関係者が京都に向かうときの中継地（宿泊地）という重要な役割を果たした。東海道五十三次の五十番目の宿場水口宿の名前をいただき「水口山」と称しており、その点からも単に高田派の中で重きをなしただけでなく、地域社会の紐帯にとつて大きな意味を持つ寺院だったと推定される。

(3) 蓮花寺講中の特徴については、久我美咲「近世寺院における出開帳と講中の研究―水口山蓮華寺の事例をもとに」(『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』一四号、二〇一三年)を参照。

- (4) 専修寺は門跡寺院であり、実質的な寺務は朝廷関係者（門跡家役人）の長岡氏と本山の弟子筆頭である慈智院により処理された。
- (5) 近世期の得度金がどれくらいのものか判然としないが、様々な衣装を用意したり、礼金を出したりなど、しっかりとした経済的裏付けのない者にとって、得度式を挙げるのが容易でなかったことが窺える。